

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
10月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

9月4日に株式会社テラ様を訪問しました。

株式会社テラ

社内報の定期発行

平成5年の第1号から現在の第334号まで毎月社内報(「VOICE(ボイス)」)を発行しています。事務所で働く従業員から現場作業員まで情報を共有することを目的に発刊し始め、その時々

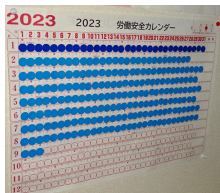


の細かな事柄や法改正などを記事にしています。

VOICEの裏面のカレンダーには、月の満ち欠けと労働災害の関係があるという俗説を聞いて「新月」「満月」などの記載もしています。



また、月間カレンダーに青丸シールを貼り、無災害の継続を社員全員で共有しています。年間カレンダーバージョンもあります。

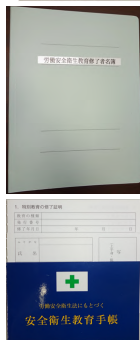


毎年、安全衛生に係る標語を社内で募集し、安全大会で表彰・賞金も進呈し、一年間事務所等に掲示しています。



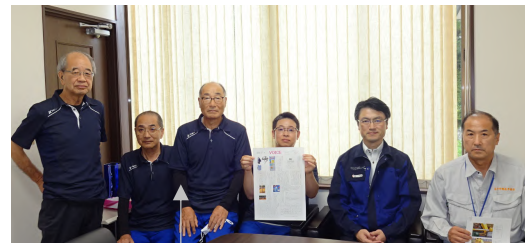
法令に定める特別教育の受講

労働安全コンサルタントの資格を有する社員に労働安全衛生法上必要な特別教育の講師を担当させています。通常業務に必要な特別教育は全て受講していますが、急に特別教育未了の作業をせざるを得ない場合でも、直ぐに対応できるのがとてもいいです。今まで10種類、延べ350人以上が受講し、受講後は安全衛生教育手帳に記入・交付し、管理も行っています。



ポロシャツ

社名入りの長袖作業着を全員に貸与していますが、夏場は上着を脱いで作業することが多く、みんなバラバラとなっていました。そのため、動きやすく、統一感のある薄手のポロシャツを採用し、社員全員に配付しています。建設現場の安全面を考慮し、露出する腕には冷感のアームカバー(黒)を着用することで、涼しく作業員にも好評です。その他、現場作業員にはファン付きの空調ベストも配付しています。



現場の見える化

バックホウなどの重機には「周囲の確認」「走行時バケット高確認」などの表示を多数行っています。街中の重機作業では「監視員」を必ず配置し、保護帽の上から表示も行っています。



勤怠システム

約一年前から、土日休みの完全週休二日制を採用しています。労働時間は勤怠管理システムを導入していますが、現場用としては不具合な点もあり、スマホ対応など現在検討中です。来年の上限規制適用までには、間に合うよう整備を進めています。



2 労働災害発生状況

【令和5年8月末現在 (前年同期と比較して29件(41.4%)の減少)】

休業4日以上労働災害 41件(コロナ2件含む)(前年同期70件(同11件))

死亡災害 0件(同2件)

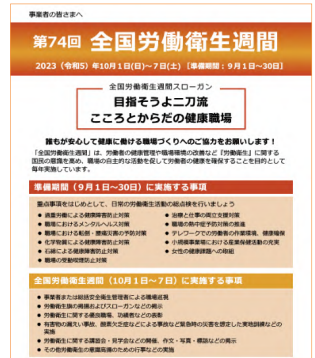
【8月届出の災害事例】

20歳代の女性営業職員が、2階から1階へ物品を取りに階段を下りている途中、手すりはあったが、7段目付近から踏み外し転倒、両手首・両足首の捻挫・打撲で休業見込み3か月。

3 全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）

スローガン：「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

労働者の健康をめぐる状況は、長時間労働による健康障害防止及びメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止などへの取組が課題です。さらに、治療と仕事の両立支援や高齢労働者の健康に配慮した職場環境づくりへの取組も重要な課題となっています。



第74回 全国労働衛生週間
2023（令和5）年10月1日（日）～7日（土）（準備期間：9月1日～30日）

全国労働衛生週間スローガン
目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場

誰もが安心して働ける職場づくりへのご協力をお願いします！
全国の労働衛生週間には、労働者の健康増進と労働環境の改善に関する取組の推進を図る。最新の生活や活動の変化に伴う労働者の健康を確保することを目的として実施されています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康増進を図る取組を推進する

4 建築物石綿含有建材調査者

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者は、令和5年10月1日着工の工事から、事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

事前調査は、工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象で、一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります。



令和5年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

※1・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

5 岩手県最低賃金の改正発行

令和5年
10月4日から
時間額

893円

前年比
39円UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

6 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 R5年11月13日(月)13:30～16:00
場所 いわて県民情報交流センター
アイーナ 803号

内容 Webで確認
申込 Webから



過労死等
防止対策推進
シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやバーチャルメンタル等の労働環境によって多くの方の健康が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは労働者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料（事前申込）

2023年11月13日(月)
13:30～16:00（受付13:00～）

いわて県民情報交流センター
アイーナ 会議室803
（伊予島田駅前徒歩約1分）

7 業務改善助成金

事業場内最低賃金 **30円以上引き上げる**際、利用できる助成金です。

どのような助成金？

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大 90%
最大 600万円

申請締切
R6 1/31

要件を確認

- 1 中小企業（企業単位）である
- 2 事業場内の最も低い賃金（時給換算）が地域別最低賃金～50円の範囲内
- 3 従業員の時給を30円以上上げたい。
- 4 生産性向上を図るような設備投資をこれからしたいと考えている。
- 5 助成金の利用をご検討ください

岩手県の場合

- 時給854～904円の範囲に事業場で最も低い時給の労働者が入っていること
- 岩手県最低賃金改正後は時給893～943円の範囲内

労働者数50人未満の事業所は **NEW**
賃金引き上げ後の事後申請でもOK

この設備投資等にかかる費用を業務改善助成金で助成します。